

新型コロナウイルス関連情報（3月12日現在）

1（1） 喫連邦保健省によれば、12日（木）15時現在、新たにオーストリア国内で115名の新型コロナウイルス（COVID-19）感染の確定症例が報告されました。

これでオーストリアにおける確定症例は361名となります。なお、先月25日に当国で最初のウイルス感染の確定症例が発生してから初めてとなる死亡事例1名がウィーン市内で発生しました。

国内発生状況（州：累計確定症例数（前日比））

- ・チロル州 : 109名（+52）（内治癒数：2名）
- ・ウィーン市（州） : 66名（+16）（内死亡数：1名，治癒数：2名）
- ・オーバーエーステライヒ州 : 58名（+23）
- ・ニーダーエーステライヒ州 : 51名（+6）
- ・シュタイアーマルク州 : 33名（+8）
- ・ザルツブルク州 : 19名（+5）
- ・フォアアールベルク州 : 16名（+3）
- ・ブルゲンラント州 : 6名（+2）
- ・ケルンテン州 : 3名（+0）

（2） ウィーン市の死亡例1名については、男性（69才），イタリアでウイルス感染後帰国，ウィーン市内のカイザー・フランツ・ヨーゼフ病院で入院中に多臓器不全で死亡しました。

2 11日午後遅く、クルツ連邦首相は記者会見を開き、新型コロナウイルスに関する以下の追加措置を発表しました。

- ・ 喫全国で来週月から順次学校を閉鎖する。
- ・ 来週月曜日（16日）から、高校生（15歳以上）については休校し、中学生（14歳）以下については来週水曜日（18日）から授業は行われず、自宅待機又は学校のケアとなる。
- ・ 幼稚園児童も、可能であれば自宅に留まるべき。
- ・ 上記措置はイースターまで適用。
- ・ 高齢者をコロナウイルスから護るため、祖父母が子供を預からないようにしてほしい。
- ・ 高校以上はネット学習を実施（ファスマン教育相）。
- ・ ウィーン市は保護者、教師、児童向けにホットラインを開設する。

3 3月12日（木）、チェコ政府は、チェコにおける新型コロナウイルス感染拡大に伴い、国内法に基づき緊急事態宣言を発出しました。具体的措置は次のとおりです（在チェコ日本国大使館領事メールより抜粋）。

（1）出入国禁止（3月14日（土）0時以降）

ア. チェコ政府は、90日を超える滞在許可を有しない外国人に対し、以下の感染危険国15カ国からのチェコ入国を禁止しました。

[感染危険国15カ国：中国、韓国、イラン、イタリア、オーストリア、ドイツ、スペイン、スイス、デンマーク、ベルギー、オランダ、スウェーデン、イギリス、フランス、ノルウェー]

● 90日を超える滞在許可を持たない日本人は、乗り継ぎの場合を含め、上記感染危険国15カ国からの空路・陸路による入国が禁止されます。

●現在チェコに滞在し、90日を超える滞在許可をお持ちでない日本の方は、一度チェコを出国すると再入国不可となるため、ご注意ください。

イ. チェコ政府は、チェコ国民及び90日を超える滞在許可を有する外国人に対し、チェコから感染危険国への出国を禁止しました（国境を越えて通勤する者に対する一部例外あり）。

ウ. 国境を越えるバス、鉄道は停止されます。

●オーストリア国境（4か所）※括弧内はオーストリアポイント

Dolni Dvoriste (Wulowitz)

Ceske Velenice (Gmund)

Hate (Kleinhaugsdorf)

Mikulov (Drasenhofen)

（上記以外の国境は閉鎖）

（2）その他の禁止事項は以下のとおりになります。

ア. 国境を越える9人を超える大型車両による旅客輸送の禁止（3月14日（土）0時以降）

イ. 30人を超える人が集まるイベント（映画上映・演劇・スポーツ観戦・宗教関連の集会）の禁止（3月13日（金）18時以降）

ウ. 20時～6時までの飲食店の営業禁止（3月13日（金）20時以降）

エ. 5000平米を超える面積を有するショッピングセンター内の飲食店の営業禁止（3月13日（金）6時以降）

オ. ジム・プール・サウナ・娯楽施設・図書館・美術館の営業禁止（3月13日（金）6時以降）

4 12日、スロバキア政府は以下の措置の導入を発表しました（在スロバキア日本国大使館領事メールより抜粋）。

- (1) 3月13日午前7時より、ポーランド国境を除く全ての国境で暫定的に検問を導入する。恒久的な住所 (permanent residence) もしくは現住所 (temporary residence) をスロバキアに有している者、又はスロバキアのパスポートを所持している者のみ、スロバキアに入国できる。詳細については、後ほど内務省が発表する。
- (2) 恒久的な住所 (permanent residence) 又は現住所 (temporary residence) をスロバキアに有している全ての者は、国外からスロバキアに帰国した後に、14日間の自宅隔離が義務づけられる。
- (3) スロバキア国内全ての国際空港 (ブラチスラバ、コシツェ、ポプラト) のフライト発着を禁止する (貨物機及びプライベートジェットを除く)。詳細については、後ほど発表する。
- (4) 国際列車、国際バスの運行を制限する (貨物運搬は除く)。詳細については、後ほど交通・建設省が発表する。
- (5) 3月16日から14日間、全ての教育機関 (幼稚園も含む) は休校とする。
- (6) プール、アクアパーク、ウェルネスセンター、スキー場、ディスコ、ナイトクラブの営業は禁止される。ホテル及びレストランは営業可。
- (7) 3月14日より、ショッピングセンターの週末営業は禁止される (食料品店、薬局、ドラッグストアは除く)
- (8) 郡役所、労働局等は、営業時間が1日3時間に短縮される。
- (9) ブラチスラバの封鎖は今のところ検討されていない。もし、今後状況が緊迫する場合には、政府はブラチスラバを封鎖する準備ができています。(当館注: ブラチスラバ県を指しているのか、ブラチスラバ市を指しているのかについては言及なし)

5 新型コロナウイルスは風邪と同様にせきやくしゃみなどの飛沫で感染するとされていますので、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染症対策に努めてください。

ただし、当国では覆面禁止法によりマスクの着用が禁止されており、新型コロナウイルス感染予防のためのマスク着用について新聞社から見解を問われた当国内務省は、健康上の理由によりマスクを着用する場合には原則として医師の診断書が必要である旨回答しておりますので、ご注意ください。

なお、オーストリア保健・栄養安全機関（AGES）は、新型コロナウイルスへの感染の疑いがない人については通常の石鹸で十分であると強調し、消毒液は医療目的で消毒が必要な人・機関により使用されるべきであるとしています。

参考：コロナウイルス感染予防措置

- ・定期的に、約30秒間石鹸で手洗いをする
- ・顔（特に口、目、鼻）を指で触らない
- ・握手と抱擁を避ける
- ・鼻をかむ際、咳をする際は使い捨てティッシュに行くか、腕で口・鼻を覆って行う。ハンカチを使う場合は使用した後で捨てる。

6 また、5日、アンショバー保健相はオーストリアにおいて新型コロナウイルスへの感染が確認された37人（当館注：5日午前8時現在の確定症例数）に対し、現在12万9,000人が季節性インフルエンザ及びその他のウイルス感染症に罹患している旨述べました。季節性インフルエンザは前年に比して「強力な波」となっているものの、すでに消退期に入っているとのこと。ウイルス学者のレードルベルガー＝フリッツ氏によれば、オーストリアにおいて現在までに計24万5,000人が今季のインフルエンザに罹患したとのこと。

新型コロナウイルスだけでなく、季節性インフルエンザの予防にも努めてください。

【参考】

■ オーストリア保健省

○新型コロナウイルス情報（独語）

[https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-\(2019-nCov\).html](https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-(2019-nCov).html)

○新型コロナウイルス・ホットライン（独語・英語）

Infoline Coronavirus: 0800 555 621（月－金，9:00-17:00）

ウェブサイト：<https://www.ages.at/themen/krankheitserreger/coronavirus/>

■ 日本厚生労働省

○新型コロナウイルス関連情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

■ 世界保健機関（WHO）

○ウェブサイト：<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

（問い合わせ先）

○在オーストリア日本国大使館

住所：Hessgasse 6, 1010 Vienna, Austria

電話：（市外局番01）531920

Fax：（市外局番01）5320590

ホームページ：https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html